

中国税務速報

2014年6月20日

●1 国家税務総局が企業所得税課税所得に関する若干の問題を明確化

2014年5月23日、国家税務総局は「企業所得税課税所得に関する若干問題についての公告」（国家税務総局公告2014年第29号、以下「公告」という）を公布しました。

当該公告において、企業が政府または株主からもらった資産、保険企業の引当金支出、原子力発電所作業員の教育費、固定資産の償却に関するいくつかの企業所得税処理問題を明確にしました。

当該公告によると、企業が株主からもらった資産を資本金に計上すれば、正常な株主投資と見なされ、所得税処理はしません。当該資産を収入として計上すれば、贈与行為と見なされ、利益総額に計上し企業所得税の納付が必要となります。

当該公告は2013年度以降の企業所得税の確定申告に適用されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c729150/content.html>

●2 進（来）料加工の電器電子製品を再輸出する際の基金（廃棄電器電子製品処理基金）徴収を免除

2014年5月12日、財政局、国家税務総局、税関総署は税関総署公告2014年第29号を公布しました。

当該公告により、貿易会社（下記「委託者」と言う）が基金納付義務者（下記「受託者」と言う）に対し電器電子製品の加工を依頼し、当該製品の主管税関に登録している貿易方法が“進料加工”または“来料加工”で、かつ当該委託者が加工製品を回収後にまた再輸出する場合には、受託者は廃棄電器電子製品処理基金の徴収が免除されます。同時に、当該公告は、進料・来料二つの貿易方式における受託者加工業務の基金徴収免除条件を明記しています。

その内、委託者の税関登録している貿易方式が“来料加工”である場合に、受託者が受託加工業務の基金徴収を免除されるためには、委託者の税務主管機関が発行する「来料加工免税証明」を取得しなければなりません。

当該公告は2014年6月1日より施行されました。

http://zhs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201405/t20140523_1083169.html

●3 国家発展改革委員会が「外商投資プロジェクトの審査承認及び備案管理弁法」を公布

2014年5月17日、国家発展改革委員会は「外商投資プロジェクトの審査承認及び備案管理弁法」（中華人民共和国国家発展および改革委員会令第12号）を公布しました。

この弁法は、中外合資、中外合作、外商独資、外商投資組合、外商による国内企業合併買収並びに外商投資企業の増資及び再投資プロジェクト等の各種外商投資プロジェクトに適用されます。また、当該弁法は外商投資プロジェクトの管理を審査承認と届出の2種類に分け、同時に、審査制度の適用範囲を明確にしました。

当該弁法により、審査制度適用外の外商投資プロジェクトは地方政府の投資主管部門で届出手続きをします。

当該弁法は2014年6月17日より施行されます。

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201405/t20140520_612252.html

●4 国家発展改革委員会が「国外投資プロジェクトの審査承認及び届出管理弁法」の実施に関する事項を明確化

2014年5月14日、国家発展改革委員会は「〈国外投資プロジェクトの審査承認届出管理弁法〉の実施に関する事項についての通知」を公布しました。

当該通知は、国外投資プロジェクトの審査・届出、プロジェクト情報報告等の事項を明確にしました。

当該通知では、プロジェクトに明らかに重大かつ不利な要素が存在することを発見した場合には、国家発展改革委員会は確認レターにおいて特別な付注をし、リスク提示をします。この種のプロジェクについては、国家発展改革委員会はプロジェクトの審査承認の際に厳格に審査し、投資主体及び関連金融機構は慎重に政策決定をしなければなりません。

当該通知は公布日より執行されます。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/201405/t20140516_611824.html

●5 国家外貨管理局が2014年外商投資企業年度外貨経営状況の申告に関する問題を明確化

2014年5月23日付で、国家外貨管理局総司は「2014年外商投資企業年度外貨経営状況の申告に関する問題の通知」（匯総発「2014」58号、以下通知という）を公布しました。

当該通知により、外国側株主が国内投資性公司である外商投資企業は年度外貨経営状況の申告に参加しません。国内投資性公司及び国外投資者が共同で設立した外商投資企業は、所在地の外貨管理局へ申告をします（外国側株主持分については国内投資性公司が所有する持分を控除すべき）。

その他、当該通知では、2014年度外貨経営状況の年度申告に提出が必要な情報に、企業基本情報表、2013年末貸借対照表、2013年度損益計算表及び2013年度外商投資企業外国側持分統計表等が含まれることを明記しました。

http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages//wps/wcm/connect/safe_web_store/safe_web/zcfg/zbxmwhgl/jtzwghl/node_zcfg_zbxm_kjtz_store/f7cf4d80441986489c5cbf8ecc306b39

●6 国家外貨管理局がクロスボーダー担保外貨管理の更なる改善

2014年5月12日、国家外貨管理局は社会各方面から募集した意見をもとに、「クロスボーダー担保外貨管理規定」（匯発[2014]29号、以下「規定」という）を公布しました。

当該規定は、クロスボーダー担保の関連行政審査手続きを簡素化し、「担保約定履行後に居民が非居民に対して新たに増加する債務及び債権における一部のクロスボーダー担保」だけを契約ごとに登記する範囲に入れています。

その他、当該規定は中外企業に対し統一的な取扱を実現しました。また、当該規定により、「国外担保・国内貸付」の領域では、関連の制限条件を満たせば、中外企業が自ら国外担保・国内貸付契約を締結することができ、且つ企業の純資産金額以内で担保約定履行ができるようになりました。

当該規定は2014年6月1日より施行されます。

http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages//wps/wcm/connect/safe_web_store/safe_web/zcfg/zbxmwhgl/jtzwghl/node_zcfg_zbxm_kjzwwz_store/541cb280440df0f48451c783c4343806/